

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和5(2023)年5月17日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「つい10日前は県北で雪が降っていたが、本日は夏日となっており非常に暑くなっている。テレビで広島映像を見ると、警察官がこの暑さの中、制服姿で警備活動に従事しており、本当に頭が下がる思いである。6月には植樹祭もあるが、どんなに体力がある人でも体調が悪くと熱中症になる虞があるので、くれぐれも栄養をしっかりと取り、水分補給にも配慮しながら、暑さに負けないで職務をして欲しい。また、先週のオープンキャンパスの様子がテレビで放映されていたが、インタビューを受けた女性が、本当にかっこいいという言葉を使っていた。その女性は、試験に向けしっかり頑張りたいと決意を述べていたが、このような若い人にとって、警察官の姿や警察の仕事が魅力的に映っているということであり、このような若者達を含め、誰もが輝ける職場環境作りに注力して欲しい。一方で、忙しい時には、一人一人の職員に目が行き届かない場合も出てくるので、このような時だからこそ、ハラスメント等の非違事案が起こらないようそれぞれ声を掛け合い、目指す職場作りを進めるとともに、採用活動も頑張りたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 警察署協議会委員の改選に伴う委員候補者の審議及び委嘱について

警察本部から、「警察署協議会の委員改選に伴い、各警察署から推薦された委員候補者について、公安委員会決裁を経て新たに委嘱する予定であるのでご審議いただきたい。

今回、大船渡・釜石・宮古警察署を除く13警察署の協議会委員の任期が本年5月31日で満了し、6月1日付けで改選となることに伴い、各警察署から新たな委員候補者について推薦がなされた。なお、大船渡・釜石・宮古警察署の委員24人については、本年9月30日までの任期であるため、10月1日の委嘱予定として人選等の事務を進めることとしている。

改選人員であるが、今回改選となる委員は116人となる。各警察署の委員の定数については、「警察署協議会条例第3条第1項」により、「15人以内において警察署の管轄区域内の人口を勘案して公安委員会が定める」とされており、最少は遠野・岩泉署の5人、最多は盛岡東署の15人となっている。

推薦内訳であるが、再任は前回改選時より10人減の75人、新任は前回改選時より10人増

の41人となっている。新任の41人については、平成29年に委嘱して既に2回の再任となっていた34人が再任不可であるほか、7人が新たに入れ替わる見込みである。性別は、男性が前回改選時より4人減の57人、女性が前回改選時より4人増の59人であり、女性の登用率は前回改選時の47.4%と比較して3.5ポイント増の50.9%となる。なお、岩手県では審議会等委員に占める女性の割合目標値を40%として取り組んでいるところであるが、男性社会である警察においては、特に女性の意見を吸い上げ、警察運営に反映していくことが重要であると捉えていることから、目標値の40%にとらわれることなく、今後も積極的に女性委員の登用を行うこととしている。年齢構成については、30代、40代及び60代が減少し、20代・50代が増加した。平均年齢は前回改選時と比較して0.7歳上昇となる。このうち最年少は盛岡東署の24歳男性、最年長は千厩署の80歳女性となっている。推薦者の職業分野は、会社役員や自営業者である事業者のほか、医療・福祉の割合が高くなっている。

被推薦者はいずれも各署において推薦されていることから、公安委員会の決裁を経て、6月1日付けで委嘱することで事務を進めたいと考えている。」旨の報告があり、決裁した。

《 委員発言 》

「どうしても年齢層が高くなる傾向がある中で、幅広い年齢層や職種の方々が意見を述べてくれるのはありがたいことであり、大変良いことだと思う。」

○ 令和4年度中における特定秘密保護法に基づく適性評価の実施について

警察本部から、「岩手県警察における特定秘密の保護に関する訓令第47条に基づく適性評価の実施状況について報告する。行政機関の長等は、特定秘密保護法第11条、第12条等に基づき、特定秘密の取扱いの業務を行うことが見込まれる職員について、秘密を漏えいするおそれの有無に関する評価を実施し、そのおそれがないと認められた者に限って当該業務を行わせることとされている。令和4年度中は18件の適性評価を実施し、いずれも秘密を漏えいするおそれがない者として認められている。」旨の説明があった。

○ 令和4年度の開示請求の状況について

警察本部から、「令和4年度における情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示請求の状況について、この2つの条例の開示請求対象となるものは、ともに組織が保有する行政文書であるが、情報公開条例では、請求者本人を含め、個人の情報を開示できないことから、請求者本人が自己情報の開示を求めることができるのは、個人情報保護条例での開示請求となる。

情報公開条例に基づく開示請求について、公安委員会宛ての開示請求は前年度比－1件の0件、警察本部長宛ての請求は同比＋56件の148件であった。措置件数は164件で、内訳は全部開示31件、部分開示82件、非開示22件、取下げ9件、処理中20件であった。請求の内訳として、公契約関係が43件、懲戒処分等が37件、許認可関係が3件、その他が65件であった。措置件数が開示請求件数を上回っているのは、開示請求文書を複数の所属で保管しており、それぞれの所属で開示決定したことや、令和3年度に受理し処理中であったものについて、令和4年度に部分開示したこと等により差異が生じたものである。

個人情報保護条例に基づく開示請求については、公安委員会宛ての開示請求は前年度同様に0件、警察本部長宛ての請求は前年度比＋9件の43件であった。措置件数は46件で、

内訳は全部開示25件、部分開示14件、非開示4件、取下げ2件、処理中1件であった。

行政不服審査法に基づく審査請求については、個人情報非開示決定処分に対する公安委員会宛て審査請求が令和3年度比－6件の1件であった。」旨の説明があった。

【交通部議題】

○ 岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部改正について

警察本部から、「改正の趣旨は、本年7月1日から、道路交通法の一部改正のうち、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボード等の交通方法等に関する規定が施行されることに伴い、危険な違反行為を反復して行った者に対する特定小型原動機付自転車運転者講習制度が設けられたことから、同講習の手数料を徴収しようとするものである。

特定小型原動機付自転車とは、車体の大きさが長さ190センチメートル以下、幅60センチメートル以下で、車体の構造が、時速20キロメートルを超えて加速することができない構造であること、走行中に最高速度の設定を変更することができないこと等の基準を全て満たす車両であり、運転免許は不要であるが、16歳未満の者の運転は禁止されている。

受講命令の対象となる行為は、信号無視、通行禁止違反を始めとする危険行為17類型となる。なお、特定小型原動機付自転車での交通違反のうち比較的軽微なものは、交通反則通告制度の対象となり、定額の反則金を納めれば、刑事上の処罰から免除されることとなる。

しかし、特定小型原動機付自転車は運転免許が不要であるので、免許制度上の点数は付加されず、危険行為を行った場合は、交通部交通企画課が取締り警察署からの報告を受けて違反内容を審査し、危険行為と認められれば、更に警察庁へ報告し、過去3年以内に危険行為を2回行った者は本講習の受講対象者に該当し、警察庁から通報がなされるので、公安委員会から受講対象者に受講命令を下し、特定小型原動機付自転車の運転に関する交通安全教育を行うこととなる。なお、受講命令に従わない場合は、5万円以下の罰金に処される。

現行法における電動キックボードは定格出力により、原動機付自転車や普通自動二輪車等に分類されるが、当県警ではこれまで、電動キックボードの違反検挙や交通事故の取扱いはない。

本講習に係る手数料の額であるが、道路交通法で公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料は、道路交通法施行令で定める額を徴収することを標準として条例を定めなければならない旨が規定されており、この度の道路交通法施行令の改正により、本講習の手数料が、講習1時間について2,000円と規定されたことから、これと同額にするものである。なお、講習は3時間とすることと定められており、合計6,000円を徴収するものである。

改正道路交通法の施行日は、本年7月1日となっているが、本条例の施行期日については、7月7日に行われる条例改正議決後の7月中旬にしたいと考えている。7月1日以降、早々に危険行為を2回行った者が現れたとしても、取締り警察署からの報告、違反内容の審査、危険行為の登録、受講対象者との日程調整等にかかる日数を考慮すれば、最も早く7月下旬を見込んでいるため、本条例の公布日を施行日として差し支えないものとなる。」旨の説明があり、決裁した。

○ 高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

警察本部から、「改正の趣旨は、道路交通法等の一部改正に伴い、所要の整備をしようとするものであり、改正する条項は、第2条第2号のみとなっている。

改正の内容は、「歩車分離式信号」を規定している当該条項について、道路交通法等の一部改正に伴い、歩行者用青信号に従って道路を横断しているものに「遠隔操作型小型車」及び「特定小型原動機付自転車」を加えるものである。

この「歩車分離式信号」とは、車両と、横断歩道により交差点部の道路を横断中の歩行者との交錯を防ぐため、歩行者専用の青時間を設定するなど、歩行者と車両それぞれの横断歩道上の通行を時間的に分離する信号制御方式となっている。

改正の理由であるが、条例における信号機等の基準については、通称バリアフリー法と呼ばれる「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第36条第2項の規定に基づき、国家公安委員会規則である「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則」の基準を参酌して定めることとされている。本県においては、規則における基準と内容及びその書きぶりとも同一としてきたところである。

道路交通法の改正により、新たな交通主体として「遠隔操作型小型車」及び「特定小型原動機付自転車」が規定されたことを受け、規則の一部改正が施行されたことに伴い、規則と同一基準とするため該当条項を改めようとするものである。なお、「遠隔操作型小型車」は、自動配送ロボット等、遠隔操作により通行する車であって、最高速度や車体の大きさが一定基準に該当するもので、歩行者と同様の交通ルールが適用されるもの、「特定小型原動機付自転車」は、電動キックボード等、最高速度や車体の大きさが一定基準に該当する車両とし、従う信号は自転車と同様となるものである。

今回の改正により、歩車分離式信号の仕様が変わるものではなく、条例の対象となる信号機は、市町村が定める重点整備地区の道路のうち、公安委員会が定める交通安全特定事業を実施する道路の区間にあるもののみである。」旨の報告があった。

《 委員質疑 》

「特定小型原動機付自転車は、そもそも20キロを超えないように設定されているが、その中で6キロ以下に変換できるものとできない製品があるという認識でよいか。」

→本部説明

「基本的には6キロ以下にも設定できるような両方の仕組みを備えた電動キックボードが、今後、市販されると承知している。」

《 委員質疑 》

「6キロ以下に設定できないものについては、自転車通行可になっていても歩道を通行してはならないということになるが、もともと6キロ以下に設定できるものしか許可しないとされた方が良いのではないか。外国製品が輸入されることも想定されるからか。」

→本部説明

「まだ、改正道路交通法に適用されたものが一般的に市販されていないようであり、どのような製品が販売されるか、現時点では見込めない状況である。」

《 委員質疑 》

「基本的には自転車業者が製造する見込みなのか。」

→本部説明

「おそらく、オートバイや自転車を製作若しくは販売しているような業者が取り扱うものと思料される。」

《 委員質疑 》

「速度表示灯について、車道や歩道を走行する際、どのように表示されるのか。20キロしか出ない設定になっているが、フルで20キロに到達しているときに点灯するというのか。」

→本部説明

「最高速度表示灯は、走行モードにより、歩道では点滅、車道では点灯する仕組みとなっている。また、スピードリミッターが付いており、基本的には20キロ以上は出ない構造となっている。車道を走るときは点灯し、6キロ以下で歩道を走行するモードでは点滅することとなる。」

「構造上、20キロまでしか出ない構造になっているものを特定小型原動機付自転車として分類するもので、20キロを超えるものは特定小型原動機付き自転車には分類されないということになり、今でいう原付と同じ扱いになる。新しい法律上の分類を設けて設定するという趣旨である。」

○ 大型連休期間中における高速道路等の状況について

警察本部から、「期間は4月28日（金）から5月7日（日）までの10日間の状況となる。まず、渋滞発生状況については、前沢及び岩手山サービスエリア駐車場での一時的な滞留は発生したものの、県内高速道路における5km以上の渋滞はなかった。

期間中における高速道路の交通量は、東北縦貫自動車道等では、東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）が、東北地方版の交通量データをホームページ上で公表しており、これによると、東北全体では1日平均21,900台で前年同期比+15パーセント、県内のピークは5月3日（水）で、花巻ICから紫波IC間の1日平均36,000台、前年同期比+15パーセントであった。これは新型コロナウイルス感染症の緩和措置が打ち出された影響もあり、県外からの来訪が増加したものと認められるが、コロナ禍前の令和元年の同期と比べ、平均値で-25パーセントという状況であった。

また、三陸沿岸道路では、道路管理者からデータが公表されていないものの、前年同期と比べ、明らかに交通量が増加していた状況であった。

高速道路における交通事故等の取扱状況については、110番や道路管理者が管理している非常電話等からの通報に基づく取扱件数となるが、交通事故を始め、各取扱いともに前年同期と比べ増加している。

交通事故は、死亡事故や重傷事故の発生はなく、軽傷の人身事故2件、物損事故40件の計42件となっている。

主な取扱いとして、故障車は、エンジントラブルやガス欠等が増加している。また、危険運転は、前年同期と比べ倍増しており、主にあおり運転や速度超過車両の通報となって

いるが、警察官による違反認定まで至らなかったことから、車両を特定できたものについては、安全指導を実施している。その他は、緊急配備、鹿の徘徊、人の立入りとなっている。

三陸沿岸道路等における速度抑制対策については、三陸沿岸道路及び東北横断自動車道釜石秋田線（釜石道）において、可搬式オービスやレーザーパトカーを配置した速度違反取締りを実施したほか、パトカーによる駐留警戒や遊動警戒を強化し、通行車両の速度抑制を図っている。

二輪運転者に対する広報啓発活動については、昨年5月3日、三陸沿岸道路において、二輪車相互の追突による交通死亡事故が発生、また昨年中、管区内高速道路では同事故を含み4件の二輪車の死亡事故が発生していることから、高速道路交通警察隊、沿岸5警察署及び遠野警察署が、東北縦貫自動車道、東北横断自動車道のサービスエリア、パーキングエリア及び三陸沿岸道路に近接する道の駅において、休憩中の二輪運転者に事故防止の広報を実施したほか、各道路管理者に協力要請し、道路情報板を活用した交通安全広報を実施している。」旨の報告があった。

《 委員質疑 》

「昨年三陸道路でバイクの事故があって、何か対策を進めた方が良いという話をしていたが、今年はレーザーパトカーやオービスを活用したことで、速度をコントロールすることができたということか。」

→本部説明

「そのとおり、まず速度抑制を図ることが最も重要ということで、特に三陸道に人員もシフトして、可搬式オービスやレーザーパトカーの配置、遊動警戒を強化して速度抑制を図ったものである。」

《 委員質疑 》

「取組が功を奏したということだと思うので、今後も継続して欲しい。また、昨年二輪車の運転手にプロテクターを奨励していると聞いていたが、使用者は増えているのか。」

→本部説明

「プロテクターやエアバックのようなものをつけている者もいるが、まだまだ広報が不足していると考えているので、引き続き広報を実施する。」

《 委員発言 》

「結構高齢ライダーも多いことから、危険防止のためにも、安全装備について引き続き周知して欲しい。」

【警備部議題】

○ 特定秘密の指定及びその解除並びに保護措置の実施について

警察本部から、「警察における特定秘密に係る業務の適正の確保に関する規則第3条に基づき、特定秘密の指定及び解除並びに保護措置の実施状況について報告する。令和3年度及び令和4年度中は、県警察における特定秘密の指定はなく、指定の解除もなかった。県警察では内部規程等に従い、取扱いの業務を行わせる職員の範囲の決定や、職員に対する教養、文書等を保護するための設備の設置等、特定秘密の保護措置を実施している。」旨の報告があった。

■個別会議

○ 県民課

個人情報保護等事務に係る関係規程の整備状況についての説明

○ 運転免許課

免許取消等処分関係で意見の聴取結果等についての説明、決裁

○ 人身安全少年課

ストーカー規制法による文書警告実施の報告

ストーカー規制法による禁止命令等の実施報告（2件）

○ 警衛対策課

警察職員の援助要求の取消しについての説明、決裁

○ 総務課

公安委員会あて文書の受理・処理についての説明、決裁